

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則【
消防局総務部人事課】 2

◇ 告 示

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2 件）【都市ブラン
ド創造局自然史・歴史博物館普及課】 3
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【環境局循環社会推進
部業務課】 5

北九州市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 6 0 号

北九州市消防局消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規
則

北九州市消防局消防職員委員会に関する規則（平成 8 年北九州市規則第 6 8
号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項中「の前半に 1 回開催することを常例とするほか、必要に応
じ、」を「1 回以上」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 3 9 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における観覧券売払代金の収納事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指 定 公 金 事 務 取 扱 者 として 指 定 し た 日	指 定 公 金 事 務 取 扱 者 に 公 金 事 務 を 委 託 し た 日	委 託 期 間
	名 称	住 所			
北 九 州 市 立 自 然 史 ・ 歴 史 博 物 館	防長観光 バス株式 会社	山 口 県 周 南 市 松 保 町 7 番 9 号	令 和 7 年 9 月 1 7 日	令 和 7 年 9 月 1 7 日	令 和 7 年 9 月 1 7 日 から 令 和 8 年 3 月 3 1 日 まで

北九州市告示第 3 9 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館観覧券（電子チケット）販売に係る収納事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市 立自然史 ・歴史博 物館	アソビュ ー株式会 社	東京都品 川区大崎 一丁目 1 1 番 2 号	令和 7 年 7 月 1 8 日	令和 7 年 7 月 1 8 日	令和 7 年 7 月 1 8 日から令 和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 3 9 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、定期的に処理を行うものに係るごみ処理手数料及び臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の収納について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
名称	住所			
一般社団法人ふれあいファーマシー北九州	北九州市戸畑区新池一丁目 5 番 3 0 号	令和 7 年 9 月 2 5 日	令和 7 年 9 月 2 5 日	令和 7 年 9 月 2 5 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで